

重要事項説明書

1. 事業所の概要

事業所名	居宅介護支援事業所 らふたす
所在地	福岡県糟屋郡須恵町須恵508番地1号 たかさき脳神経外科クリニック2階
介護保険指定番号	福岡県 4074100498号
サービス提供地域	須恵町、志免町、篠栗町、粕屋町、宇美町、福岡市博多区・東区の一部

2. 運営の目的と方針

要介護状態にある利用者に対し適切な居宅介護支援サービスを提供することを目的とします。その運営に際しては、利用者の居宅を訪問し、要介護者の有する能力や提供を受けている指定居宅サービス、また、そのおかれている環境等の課題分析を通じて、自立した日常生活を営むことが出来るように「居宅サービス計画」等の作成及び変更をします。

また、関係市町村や地域包括支援センター及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携及び連絡調整を行い、サービス担当者会議等の開催を通じて実施状況の把握に努めます。

3. 職員体制

従業員の職種	業務内容	人数
管理者	事業所の運営及び業務全般の管理	1人
介護支援専門員	居宅介護支援サービス等に係わる業務	1人以上

4. 営業時間

営業日	月曜日から金曜日 原則として土・日・祝祭日及び盆(8月13～15日)・年末年始(12月29日～1月3日)を除く
営業時間	9時00分～17時00分

5. (1) 利用者からの相談または苦情に対応する窓口

担当者	山本 洋子
電話番号	092-710-8933
対応時間	9時00分～17時00分

(2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行う対応方針等

苦情があった場合は直ちに連絡を取り、詳しい事情を聞くとともに、担当者及びサービス事業者から事情を確認します。また、管理者が必要と判断した場合は、管理者等を含み検討会議を実施し、検討の結果及び具体的な回答を直ちに苦情主訴者に伝え、納得がいくような理解を求めます。

(3) 苦情があったサービス事業者に対する対応方針等

サービス事業者よりの対応状況も正確に確認するとともに、その苦情の真の原因を突き止め、よりよいサービスが提供されるよう、十分な話し合い等を実施します。また、定期的にサービス事業者を訪問し、円滑な対応が図れるようにします。

(4) 苦情申立機関が下記のとおり設置されております

外部苦情相談窓口

福岡県広域連合粕屋支部	電話番号	092-652-3111
須恵町役場福祉課	電話番号	092-932-1151
志免町役場福祉課	電話番号	092-935-1039
粕屋町役場介護福祉課	電話番号	092-938-0229
篠栗町役場福祉課	電話番号	092-947-1347
宇美町役場健康課	電話番号	092-934-2243
福岡市博多区福祉・介護保険課	電話番号	092-419-1078
福岡市東区福祉・介護保険課	電話番号	092-645-1071
福岡県国民健康保険 団体連合会（国保連）	電話番号	092-642-7859

6. 事故発生時の対応

(1) 事故発生の報告

事故により利用者の状態に影響する可能性がある場合は、速やかに市町村（保険者）に報告します。

(2) 処理経過及び再発防止策の報告

事故報告を行った場合は、処理経過、事故発生の原因及び再発防止策を策定し市町村（保険者）に報告します。なお、軽微な事故であってもその事故についての検証を行い、再発防止に努めます。

7. 利用者自身によるサービスの選択と同意

(1) 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、予め利用者に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求める事が出来ること、利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サ

ービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。

(2) 特定の事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案を提示することはいたしません。

8. 他機関との各種会議等

(1) 利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、テレビ電話等を活用しての実施を行います。

(2) 利用者等が参加して実施するものについて、上記に加えて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用して実施します。

9. 医療または居宅サービス事業所との連携

(1) 事業所は、居宅介護支援のサービス提供に際し、利用者やその家族に対して医療機関に入院した場合には、その入院した医療機関に、担当の介護支援専門員の氏名と連絡先を伝えてもらうようにあらかじめ依頼します。

(2) 介護支援専門員は、居宅サービス事業者から利用者に関する情報を受けたときやその他必要と思われる事項があるときは、利用者の服薬状況や口腔機能その他心身や生活状況に関する情報のうち必要と認めるものについては、利用者の同意を得て、主治医、歯科医師または薬剤師に提供します。

(3) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合には、利用者の同意を得て主治医等に意見を求めるものとする。その意見を踏まえて居宅サービス計画を作成した際には、居宅介護支援専門員はその居宅介護サービス計画をその医師等に交付します。

10. 業務継続に向けた取り組み

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

11. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

①事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を開催します。その結果を、介護支援専門員に周知徹底します。

②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

③介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

12. 虐待の防止のための措置

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 虐待防止の措置を講じるための担当者:山本 洋子
- (5) 事業者は、サービス提供中に、従業員や利用者家族などによる虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

13. その他

- (1) 直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類については、利用者からの申し出があった場合にはそれらを当該利用者に交付します。
- (2) 指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録、居宅サービス計画、アセスメントの結果の記録、サービス担当者会議等の記録、モニタリングの結果の記録、第9条に規定する市町村への通知に係る記録、第11条の苦情処理、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録及び介護報酬請求に関する記録については、整備の上、完結してから5年間保存します。
- (3) 市町村、並びに国民健康保険団体連合会（以下、「市町村等」という。）からの物件提出の求めや質問・照会等に対応し、その調査に協力するとともに、市町村等からの指導・助言に従って必要な改善を行うとともに、市町村等から求められた場合には、その改善の内容を市町村等に報告します。

14. 当法人の概要

事業の概要	たかさき脳神経外科クリニック デイケアたかさき 居宅介護支援事業所 らふたす
-------	--

令和 年 月 日

居宅介護支援サービスの提供に際し、本書面の重要事項の説明を行いました。

開設者 医療法人高坂会 理事長 高崎 勝幸

事業者名 居宅介護支援事業所 らふたす

所在地 福岡県糟屋郡須恵町須恵508番地1号 たかさき脳神経外科クリニック2階

説明者 山本 洋子

重要事項説明書別紙Ⅰ

利用料金及び居宅介護支援費

要介護1・2 …………… 10,860円／月

要介護3・4・5 …………… 14,110円／月

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付され自己負担はありません。

加算について

初 回 加 算	新規として取り扱われる計画を作成した場合	300 単位
入院時情報連携加算(Ⅰ)	病院又は診療所に入院した日のうちに当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	250 単位
入院時情報連携加算(Ⅱ)	病院又は診療所に入院した日の翌日または翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	200 単位

交通費について

サービス提供地域では交通費の負担はありません。

サービス提供地域以外の場合は通常事業の実施地域を超えて行う指定居宅介護支援に要した交通費はその実額(公共交通機関利用料)を徴収する。なお自動車を使用した場合の交通費は、ガソリン代(20円/km)を徴収する。

解約料について

いつでも契約を解消することができ、料金はかかりません。

モニタリング実施について

介護支援専門員は居宅介護サービス計画作成後、少なくとも1月に1回は居宅を訪問しサービス利用状況を確認(モニタリング)します。

利用者の希望があり、要件を満たしている場合は、オンラインによるモニタリングが可能です。

ご希望の場合はご相談ください。

過去6カ月間に当事業所で作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合については、契約時に別紙を用いて説明いたします。

本書により重要事項について説明を受け同意します。

令和 年 月 日

利用者

住 所 _____

氏 名 _____

代理人または家族

住 所 _____

氏 名 _____

続 柄 _____

附則

この規定は令和7年4月1日より施行する